

市政記者各位

環境局循環型社会推進部収集管理課

家庭ごみの持ち去り行為に関する過料処分について

福岡市では、家庭ごみの持ち去り行為を「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で禁止しております。

このたび、下記のとおり同条例第42条の規定に基づき、持ち去り行為者4名に対し、それぞれ5万円の過料処分を行いましたので、お知らせします。

なお、持ち去り行為に関して過料処分を行うのは、本市では初めてのこととなります。

今後も家庭ごみの持ち去り行為に関しては、適切に対処してまいります。

記

1 過料処分の原因となった事実

同条例第17条の2第3項の禁止命令に違反して、再度持ち去り行為を行ったもの。

具体的には、共同住宅の不燃物置き場に排出されていたアルミ缶等の金属類が入った市の指定ごみ袋の持ち去り行為を繰り返し行ったもの。

2 参考

- ・同条例で禁止される「持ち去り行為」とは、家庭ごみ又は集団回収に出された資源物の収集、運搬又は保管を行うことをいいます。
- ・同条例に違反して繰り返し持ち去り行為を行った場合、持ち去り行為の禁止を命じます。
- ・上記禁止命令に違反して持ち去り行為を行った場合、5万円の過料を科します。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

第17条の2 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定められた場所に排出されたもの（以下「家庭系ごみ」という。）の収集、運搬又は保管（以下「収集等」という。）を行ってはならない。

2 集団回収を実施する団体又はその構成員が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、当該団体が資源物を収集し、又は保管する場所として市長に届け出た場所に持ち出された資源物の収集等を行ってはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反した者に対し、家庭系ごみ又は資源物の収集等を中止すること、当該収集等に係る家庭系ごみ又は資源物の返還その他の必要な措置を採ること、及び家庭系ごみ又は資源物の収集等を行わないことを命じることができる。

第42条 第17条の2第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

【問い合わせ先】

環境局循環型推進部収集管理課

TEL711-4299（内線2320）

担当：花田